

令和3年10月12日

## 農作業死亡事故多発警報の発令について

農作業安全については、春と秋に「農作業安全運動重点推進期間」を設定するなど事故防止に向けた啓発活動を行っているところですが、令和3年10月6日から10月11日までに3件の農作業死亡事故が発生しました。

このため、農作業事故に対する注意を喚起し、農作業事故を抑止することを目的に、農作業死亡事故多発警報を発令しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 警報の期間

令和3年10月12日(火)～10月31日(日)[20日間]

#### 2 安全な農作業のための注意点

(1) 農作業は複数で行う。

できるだけ二人以上で作業を行うようにするか、一人で作業を行う場合でも、家族や周囲に行き先や場所を伝えること。

(2) 安全な機械操作を心がける。

傾斜地等における機械作業については、機械の転倒を防ぐために速度・旋回、作業方法等に注意して運転操作を行うとともに、事故発生の恐れのある箇所はあらかじめ確認するなど、安全な機械操作を行うこと。

#### 3 警報の発令基準

20日間で3件以上の死亡事故が発生した場合(「福島県農作業安全推進要領」第9の3のア)

問い合わせ先 農林水産部農業担い手課 主幹 佐藤 周

直通024-521-7343 内線3175

# 農作業死亡事故多発警報発令中

2021年10月12日

県内では令和3年10月6日から10月11日までに、農作業中に3件の死亡事故が発生したことから、農作業死亡事故多発警報を発令しました。

現在、水稻の収穫作業が本格化している時期となっておりますので、農作業事故防止を徹底するとともに、安全な農作業の実践を心がけて下さい。

## 農作業死亡事故多発警報発令期間

令和3年10月12日（火）～10月31日（日）

### －安全な農作業のための注意点－

#### 1 農作業は複数で行う。

今年、福島県内ではすでに6件の農作業死亡事故が発生しており、その多くが被害者が単独で作業を行っていた場合に事故が発生しています。

できるだけ二人以上で作業を行うようにするか、一人で作業を行う場合でも、家族や周囲に行き先や場所を伝えるようにしましょう。

#### 2 安全な機械操作を心がける。

傾斜地等における機械作業については、機械の転倒を防ぐために速度・旋回、作業方法等に注意して運転操作を行うとともに、事故発生の恐れのある箇所はあらかじめ確認するなど、安全な機械操作を行いましょう。

## 福島県農作業安全運動推進本部

JA福島中央会、JA全農福島、JA共済連福島、NOSA I 福島、  
福島県農業機械商業協同組合、福島県農業会議、福島県担い手育成総合支援協議会、  
福島県生活交通課、福島県農林水産部